明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（文部科学三一）　一
○装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（国土交通八〇）　三
〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（国土交通一一七五）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、地方公務員共済組合連合会、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、農業協同組合法第六十四条の二の届出、公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　六

省令

○文部科学省令第三十一号

文部科学省組織令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百八十七号）の施行に伴い、並びに文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十六日

文部科学大臣　柴山　昌彦

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　本省 第一節　内部部局等 第一款　［略］ 第二款　総合教育政策局（第十五条―第二十一条の二） 第二節　［略］ 第二章～第四章　［略］ 附則	目次 第一章　本省 第一節　内部部局等 第一款　［略］ 第二款　生涯学習政策局（第十五条―第二十一条の二） 第二節　［略］ 第二章～第四章　［略］ 附則
第一章　本省 **第一節**　内部部局等 **第一款**　大臣官房 （契約情報室及び企画調整官）	**第一章**　本省 **第一節**　内部部局等 **第一款**　大臣官房 （防災推進室及び契約情報室並びに企画調整官）
第十一条　施設企画課に、契約情報室及び企画調整官一人を置く。 ［項を削る。］	**第十一条**　施設企画課に、防災推進室及び契約情報室並びに企画調整官一人を置く。 2　防災推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　公立の学校施設の災害復旧に係る援助及び補助に関すること。 二　国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する文教施設の災害復旧に係る補助金の交付に関すること。 三　文教施設の防災に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。